

議 第 110 号

令和 5 年 6 月 16 日提出

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「の備考欄」を削り、「含む。」の次に「第 6 条第 2 項において同じ。」を加える。

第 6 条第 6 号中「の備考欄」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項各号に掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。

第 8 条の見出し中「再交付」を「引換交付」に改め、同条第 1 項中「印鑑登録証再交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に、「再交付」を「引換交付」に改める。

第 11 条第 1 項第 4 号中「の備考欄」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。

（提出理由）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき本市の印鑑登録システム等の標準化を実施することに伴い、所要の改正を行う

必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５２年条例第２号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
第１条～第４条 【略】 （登録印鑑） 第５条 本市に登録することができる印鑑は、１人１個に限る。 ２ 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 （１） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたものであって市長が認めたもので表していないもの （２） 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの （３） ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの （４） 印影の大きさが一辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ２５ミリメートルの正方形に収まらないもの （５） 印影を鮮明に表しにくいもの （６） 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの ３ 市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏のものが氏名の片仮名表記（住民票<u> </u>に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これ	第１条～第４条 【略】 （登録印鑑） 第５条 本市に登録することができる印鑑は、１人１個に限る。 ２ 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 （１） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたものであって市長が認めたもので表していないもの （２） 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの （３） ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの （４） 印影の大きさが一辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ２５ミリメートルの正方形に収まらないもの （５） 印影を鮮明に表しにくいもの （６） 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの ３ 市長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏のものが氏名の片仮名表記（住民票<u>の備考欄</u>に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これ	〈改正趣旨〉 全国の印鑑登録や住基などのシステムを標準化することを目的に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和３年に定められた。 この法律に基づき、各自治体においては、システムの機器更改のタイミングで国が示す標準化仕様書に合わせたシステムに反映させる必要がある。 今回、本市の印鑑登録や住基のシステムの機器更改のタイミングであり、国が示す標準化仕様書に合わせた改正を行うものである。 国が示す「住民記録システム標準仕様書」上、住民票の「備考欄」が「統合記載欄」に変更されることに伴い改正。当該「統合記載欄」は、仕様書上は表現されているが、住民票（原票）及び住民票の写しのどちらにも文言上は表現さ

に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第6条第2項において同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。）又はその一部を組み合わせたものであって市長が認めたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録事項)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載が
されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に
係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及
び当該通称）
- (4) 出生の年月日
- (5) 住所
- (6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票_____に記
載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせ
たもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつて
は、当該氏名の片仮名表記
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。)又はその一部を組み合わせたものであって市長が認めたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができ
る。

(登録事項)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）
- (4) 出生の年月日
- (5) 住所
- (6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

れないため、条例では欄の指定は行わない。

第5条第3項の改正と同趣旨。

2 前項各号に掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。

第7条 【略】

(印鑑登録証の引換交付)

第8条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を著しく汚染し、又は毀損したときは、印鑑登録証引換交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に対して印鑑登録証の引換交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請の内容が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付するものとする。

第9条～第10条の2 【略】

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載が

【新設】

第7条 【略】

(印鑑登録証の再交付)

第8条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を著しく汚染し、又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に対して印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請の内容が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付するものとする。

第9条～第10条の2 【略】

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載が

印鑑登録原票がシステムに登録した内容となることに伴い、新たに規定を置くもの。（印鑑登録事務取扱要領及び他都市の規定にも同様の規定あり。）

なお、住民基本台帳法にも同様の規定がある。

住民基本台帳法

(住民基本台帳の作成)

第六条 【略】

2 【略】

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

国が示す「印鑑登録システム標準仕様書」の表現に合わせて文言上の表現を改正。運用は変わらないもの。

※様式を定める要綱上の「印鑑登録証再交付申請書」も改正要。

されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (2) 出生の年月日 (3) 住所 (4) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票_____に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 <u>【削る】</u> <u>【削る】</u> 第12条～第19条 【略】	されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (2) 出生の年月日 (3) 住所 (4) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票<u>の備考欄</u>に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 <u>2 前項の印鑑登録証明書は、電子計算機又は複写機により作成された印影の写しによるものとする。</u> <u>3 事故その他の事由により、前項に規定する方法により印鑑登録証明書を作成することができない場合は、市長が定める方法により作成することができる。</u> 第12条～第19条 【略】	第5条第3項の改正と同趣旨。 ←印鑑登録原票がシステムに登録した内容となることに伴い、電子計算機での出力でしか印影の写しを作成することが想定されないことから、第2項の規定を残しておく必要がないため削る。 ←また、事故等により特別に印鑑登録証明を作成する場合の規定も、印鑑登録原票が紙媒体である場合を想定しているため第3項も削除するもの。 【参考】熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則 (印鑑登録証明の特例) 第6条 条例第11条第3項に規定する印鑑登録証明書の作成は、印鑑登録原票に登録してある印鑑を押印して証明するものとする
--	---	---

附 則

この条例は、令和5年8月14日から施行する。

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の改正について

1. 概要

国は全国的に各情報システムの標準化※1を進めており、熊本市で使用している印鑑登録システムを含める住民記録システムも、令和5年8月に標準仕様書に準拠したシステムに移行いたします。この標準化に伴い、印鑑登録及び印鑑登録証明書の取扱いについて、国の示す印鑑登録標準仕様書の運用に合わせるため改正を行います。

※1 全国の印鑑登録や住基などのシステムを標準化することを目的に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年に定められた。この法律に基づき、各自治体においては、システムの機器更改のタイミングで国が示す標準化仕様書に合わせたシステムに反映させる必要がある。

2. 改正の内容

〈新運用〉

- ・これまで紙で管理していた印鑑登録原票※2を「印影及び印影以外の情報をシステムに登録した内容」と整理。
⇒電子計算機以外での印鑑登録証明書の発行が想定されない。
事故等により、紙の印鑑登録原票を元に印鑑登録証明書を発行することが想定されない。

〈改正内容〉

- ・第6条第2項として「印鑑登録原票は磁気ディスクをもって調製する」ことを追加。
- ・第11条第2項及び第3項を削除。

※2 印影及び印影以外の情報(登録番号、登録年月日、氏名等)を登録したもの。これまで熊本市では、登録する印鑑を押印した紙を印鑑登録原票とし保管してきた。

3. 市民への影響

今回の印鑑登録の取扱い変更による市民への影響は特になし。印鑑の登録方法及び証明書の内容はこれまでどおり。

住記システム・印鑑登録システム標準化により証明書の様式が変更となるが、内容についての大きな変更はない。